

令和2年8月7日	
資料提供	
担当課	企業振興課
担当者	井汲、岡野
電話	073-441-2760

第8期わかやま塾（第1回）の概要

第8期わかやま塾(第1回)を中野塾頭(中野 BC 株式会社 代表取締役会長)、阪田師範(弁護士・元内閣法制局長官)、垣内師範(株式会社SCREENホールディングス 代表取締役取締役会長)、塾生 52 名が出席し、アバローム紀の国において開催しました。

つきましては、講義概要について報告します。

◎知識編講義「日本国憲法と立法過程 — 法律ができるまで —」

弁護士・元内閣法制局長官 阪田 雅裕 師範

① 立憲民主制の統治

- ・集団が平和的に生活するためには、ルールを作り守らせる権力が必要。ルールは法律であり、これを守らせるのが国の統治。
- ・憲法は法律の親分ではない。法律と憲法の性格は全く違う。法律は国民が守らなければならないルールであり、憲法は国が統治をする上で守らなければならないルール。憲法は国が統治権力をどのように行使するかを決めている。
- ・近代民主主義国家では、法律は国民の権利を制限したり、自由を奪ったり、税金などの負担を強いることができる唯一の統治の手段
- ・国民の代表者が集う国会で法律を作る民主主義はフランス革命の後に登場した統治の仕組み。わが国では日本国憲法施行後の70年余の歴史しかない。
- ・民主主義は、一人ひとりの国民が現在だけでなく将来に渡って国の在り方、全体の幸せを考えなければならないという難しい政治制度。個々人が考えられないから、しっかりと考えられる人を選ぶというのが議会制民主主義であるが、雪だるま式に借金が増え続ける国の財政を見ると、日本の民主主義がきちんと機能してきたのかどうか疑問。

② 日本国憲法の特徴

- ・日本国憲法は、大統領制ではなく議院内閣制を採用。行政を司る政府のトップが首相を主席とする内閣という合議体であり、主任の大臣を長とする各府省庁がほぼ全部の行政事務を分担管理している。
- ・約 200 ある世界の国の殆どに憲法がある。このうち最も歴史のあるのがアメリカ合衆国憲法。日本国憲法も 73 年の歴史があり、上から数えて 10 数番目に位置する古い憲法。
- ・改正されたことがない憲法だけを比べると、一番古いのが日本国憲法。先進国の中では日本国憲法だけが一度も改正されたことがない。憲法 9 条の存在も理由の 1 つだが、書かれていることがとても少なく抽象的であることが大きな理由。たとえば選挙制度の変更など、統治の根幹に関わるような事柄でも、法律の改正で対応できる。

- ・今の憲法で改正の必要があるとすれば、衆議院と参議院の二院制。両院で多数勢力が違くと国政が進まず、同じだと衆議院を通った法律は間違いなく参議院を通る。二院制を採るのなら、両院の役割を見直すべき。

③立法の現状

- ・現在実効性のある法律は約 2,000 存在する。毎年 100 程度の法律が新たに成立するが、約 9 割は既存の法律の一部を改正するものであるため、ストックとしては毎年 10 程度しか増えない。
- ・法律はその原案を内閣が提出する閣法と、衆議院や参議院の議員が提出する議員立法とがある。年によってバラツキはあるが、平均すると成立する法律のおよそ 8 割が閣法。内閣提出の法案は与党の事前審査を経て提出しているため殆どが成立するが、議員が出すものは、多くが野党の議員によるものなので、成立率が低い。
- ・質的な面でも、重要な法案や複雑な法律は、ほぼ例外なく閣法。法律の役割は国民の権利を制限したり、義務を課したりすることであるが、政府はこうした法律によらなければならない事柄、いわゆる法律事項を含まない法案は提出しない。他方、議員提案により成立する法律は、単に政府に努力を促すなど法律事項がないものや国民に権利をを与えるだけのもので、だれも反対しないようなものが大半。

④法律の制定手続き

- ・日本の行政事務は分野ごとに各府省庁が分担管理していて、法律も全部、所管官庁、つまりどの役所が責任を持って執行するかが決まっている。法律によって解決しなければならない課題が生じた場合には、担当する各省が速やかに、新しい法律の立案をしたり、今ある法律の改正の準備をしたりする。
- ・法律の立案には、関係者の利害の調整や世論の動向といった政治的な視点と同時に、法律事項の有無、法的強制になじむのか、公平公正な執行が可能かといった法的視点からの検証が必要。
- ・各省が作った法案は、関係する各府省庁との折衝、与党の審査、内閣法制局のチェックという 3 つのハードルを越えた後に閣議決定され、国会に提出される。与党審査は主に政治的視点から、内閣法制局審査は法的視点を中心に行われる。
- ・閣議決定には全国務大臣の署名が必要。これは明治以来の伝統でもあり、内閣は国会に対して連帯して責任を負うという憲法(第66条第3項)の規定を踏まえたもの。

⑤内閣法制局の概要

- ・内閣法制局は 1885 年に内閣と一緒に誕生し、一貫して日本の法制の整備にあたってきた。閣議に付される法律案、政令案、条約案の審査と内閣や内閣総理大臣に対して法律問題に関する意見を述べるのが主な職務。
- ・各省が所管する法律は各省が責任を持って運用するので、特別の問題がない限り、内閣法制局が相談を受けることはない。なので、ここでの法律問題は憲法が中心となる。内閣法制局が憲法の番人と呼ばれるゆえんである。
- ・法律の憲法適合性を最終的に判断する権限を持つのは最高裁判所だが、裁判所の判断は、具体的な争訟に対してしか示されないもので、抽象的に法律の合憲性を争うことはできない。また、高度に政治的な判断を伴う問題については、いわゆる統治行為論で判断を回避するので、一定の限界がある。

- ・憲法に違反する法律の規定は無効であるが、裁判所の判断は事後的であるため、仮に最高裁判所がある法律の規定を違憲と断じた場合、その規定が有効であることを前提として築かれてきた社会の秩序が崩壊して大きな混乱を招くことになる。なので、法律の合憲性の判断を最高裁判所任せにすることはできない。
- ・法律を作るに際しては憲法に違反しないことが絶対の要件。内閣法制局は様々な観点から法案の審査を行うが、憲法適合性の確保はその一丁目一番地。
- ・裁判所は、法律の規定の憲法適合性を単に○か×かで判断すれば足りるが、内閣の下にある内閣法制局は、どうすれば内閣が企図する施策を憲法に違反することなく実現できるか、法的な枠組みを工夫しなければならない。PKO 活動に際しての五原則や自衛隊のイラク派遣法の非戦闘地域などは、そうした工夫の一例。
- ・内閣法制局は、立法時の合憲性の審査は十分に行うが、時の経過とともに法律が時代遅れとなって、憲法に違反してしまうことがある。らい予防法によるハンセン病患者の隔離政策や民法の非嫡出子の相続差別規定などがその例であり、行政や国会が漫然と見逃している不合理な制度や既得権益の打破は、裁判所が担う役割。

◎心掛け編講義

「事業は多様化、経営は変化」

株式会社SCREENホールディングス

代表取締役 取締役会長 垣内 永次 師範

①会社概要

- ・設立は昭和 18 年、創業は明治元年で、設立から 77 年、創業から 152 年の歴史を持つ。売上規模は 3,500 億円程度。従業員数は約 6,000 人だが協力企業を含めるとこの 3 倍程度となる。事業拠点は国内外に約 60 社あり、毎年の研究開発費は約 200 億円で 6,000 件ほどの特許を保有。売上比率は海外が 8 割ぐらい。
- ・製造装置のメーカーであることから、製品の多くは一般の人の目に殆ど触れることがない。一般的に馴染みのある製品としては、iPhone などの Apple 製品の日本語標準フォントであるヒラギノフォントが挙げられる。
- ・同社が目指す姿は、プロセスイノベーションを起こし、社会の課題解決と発展を担うグローバルソリューションクリエイター。顧客や株主、地域社会など様々なステークホルダーの期待に応えることはもちろん、第一義は従業員にとって働き甲斐ある職場を作ることであり健康経営の推進。

②会社の歴史

- ・京都において石田旭山印刷所としてスタート。当時の主な事業は銅板・石版による印刷。昭和初期に写真を印刷するための部材であるガラススクリーンの国産化が望まれ、これを製造する会社として研究開発部門がスピンアウトする形で大日本スクリーン製造株式会社が設立された。
- ・保有する技術の応用により、エレクトロニクス技術分野に進出。中でも当時の印刷に使われたエッチング技術は、ブラウン管テレビの部品の製造に転用された技術であり、世界のマーケットシェアで 1/3 くらいにまで成長。
- ・経営は変化をしていくもの。2014 年に 70 年ほど続いた会社の名前を変更するとともに、

持ち株会社体制に移行。持ち株会社体制では、弱点の克服よりむしろ強い事業を更に強化することを念頭に全体最適を図っている。

- 多くの技術を保有しているが、表面処理技術、直接描画技術、画像処理技術の3つが重要であると捉えコア技術と呼んでいる。これらの技術を応用・展開していくことで様々な事業に繋げていく。

③本業消失

- 破壊的なイノベーションにより、市場そのものがなくなってしまう本業消失を2度経験し乗り越えてきた。1回目はデスクトップPCとソフトウェアを使ったデスクトップパブリッシングの出現による写真製版事業の消失。2回目は技術革新により、テレビやディスプレイがブラウン管から液晶に変わったことによるシャドウマスク事業の消失。失われた市場は細々と継続するかもしれないが、成長ある市場には復活しない。
- 新しい技術の登場を正しく評価することが必要。ベンチャー企業への投資を行うとともに積極的に異業種の意見を聞いている。また、破壊的な技術は社外、業界外からやってくるので、オープンイノベーションやアライアンスといった異業種交流は大事。
- 自社だけが固有で独自の技術を持つとは言えず、新しいものに置き換えられていく。儲け頭の事業を持っていたとしても、リスクは常に存在するので、複数のポートフォリオをもってリスクヘッジしていくべき。
- 本業消失を乗り越えられたのは自社の強み(技術)を明確に認識し、他のビジネスへの転用について柔軟に思考し対応できたため。
- レジリエンス(弾力性)が強い会社だが無傷ではない。従業員の希望退職や配置転換も行ってきたが、残った人は新たな分野にチャレンジをして結果を出している。

④企業人として変わらぬ意識

- 経営者・企業人として持つておかなければならないことは時代認識と危機意識。米中経済摩擦や生産年齢人口の減少といった世界情勢、デジタルトランスフォーメーション、そしてウィズコロナ時代への対応など、常に起こっていることを認識・分析し、将来の予測を立て行動しなければならない。
- ビジネスにおいて大切なことは知力、気力、体力に加えて胆力とそれを支える情熱。知力は論理的に考えることであり分析すること。将来起こるであろうことを想像するとともに結論付けることが大事。気力は新しいことに取り組む力、継続していく力、常に前を向いていく力。体力は健康管理。
- 胆力とはぶれないことで、決断をするにはプロセスが大事。常に自分が納得して決断したことは正しいと考えるべき。聞きたい意見だけをピックアップするのではなく、様々な意見を聞き考え、反対意見さえもしっかりと理解しようとするのが胆力を強くする。情熱はこれらを支えるエネルギー。
- 物事は一人で行うのではない。大切なことはチームワーク。

⑤その他

- 大勢の人がいるなかで質問をするには勇気が必要だが、勇気を出して質問することが人間力の形成につながる。(塾生への呼びかけ)